# 第561回 霞ケ浦北浦海区漁業調整委員会

日時 令和 6 年 5 月 2 1 日 (火) 午前 1 0 時 3 0 分 場所 茨城県土浦合同庁舎 本庁舎 第 1 会議室 茨城県土浦市真鍋 5 - 1 7 - 2 6

# 次 第

- 1 開 会
- 2 挨 拶
- 3 議長の選出
- 4 出席委員数の報告
- 5 議事録署名人の選出
- 6 議 題 等
  - (1)漁業許可の制限措置及び申請すべき期間並びに許可の基準について【諮問】
  - (2) 落とし網漁業について【委員会指示】
  - (3) 令和5年度落とし網漁業操業実績について【報告】
  - (4) ワカサギ漁期前調査に伴う特別採捕許可について【報告】
  - (5) 茨城県霞ケ浦北浦海区における資源管理協定の締結状況について【報告】
  - (6) 常陸川水門における通し回遊魚の遡上拡大試験結果について【報告】
  - (7) その他
- 7 閉 会



霞水諮問第1号

### 霞ケ浦北浦海区漁業調整委員会

茨城県霞ケ浦北浦海区漁業調整規則(令和2年茨城県規則第75号)第11条第1項、第5項及び第7項の規定に基づき、知事許可漁業に係る制限措置及び許可又は起業の認可を申請すべき期間並びに許可の基準を別記のとおり定めたいので、同条第3項、第5項及び第7項の規定により意見を求める。

令和6年5月16日

茨城県霞ケ浦北浦水産事務所長 高橋 正和



### (別記)

新たに許可の希望があった知事許可漁業の許可を行うため、茨城県霞ケ浦北浦海 区漁業調整規則第 11 条第1項の規定に基づき、別紙1のとおり制限措置及び許可 又は起業の認可を申請すべき期間を定めて公示するとともに、同条第5項及び第7 項の規定に基づき、別紙2のとおり許可の基準を定めるものである。

### 「新たに許可をする知事許可漁業」の制限措置等の公示

漁業法(昭和24年法律第267号)第58条において読み替えて準用する同法第42条第1項の規定に基づき、茨城県霞ケ浦北浦海区漁業調整規則(令和2年茨城県規則第75号。以下「規則」という。)第4条第1項に掲げる漁業につき、規則第11条第1項の規定により、第1及び第2の漁業については、その許可又は起業の認可をすべき船舶等の数及び船舶の総トン数その他の制限措置並びに許可又は起業の認可を申請すべき期間を、第3から第5の漁業については、その許可をすべき漁業者の数その他の制限措置並びに許可を申請すべき期間を次のように定める。

### 第1 小型機船底びき網漁業

- 1 制限措置
- (1) 漁業種類

手繰第1種漁業(いさざ・ごろひき網漁業)

(2) 許可等をすべき船舶等の数下表のとおり

- (3) 船舶の総トン数
  - 2.5 トン以下
- (4) 推進機関の馬力数 80 キロワット以下
- (5) 操業区域 下表のとおり
- (6) 漁業時期
  - 3月1日から翌年1月20日まで
- (7) 漁業を営む者の資格

操業区域に接する地区(市町村区域内の町若しくは字の区域)に事務所を有する漁業協同組合に所属する者、又は、操業区域に接する地区に主たる住所を有する者

操業区域	許可等をすべき船舶等の数
霞ヶ浦	1隻

2 許可又は起業の認可を申請すべき期間

令和6年5月30日から令和6年7月1日まで

- 3 備考
  - (1) 当該漁業の許可の有効期間は、許可の日から令和8年2月28日までとする。
  - (2) 当該漁業の許可に関する取扱いについては、規則に定めるもののほか、別に定める取扱方針によることとする。

### 第2 小型機船底びき網漁業

- 1 制限措置
- (1) 漁業種類

その他機船底びき網漁業(わかさぎ・しらうおひき網漁業)

- (2) 許可等をすべき船舶等の数 下表のとおり
- (3) 船舶の総トン数
  - 2.5 トン以下
- (4) 推進機関の馬力数80 キロワット以下
- (5) 操業区域 下表のとおり

(6) 漁業時期

7月21日から12月31日まで

(7) 漁業を営む者の資格

操業区域に接する地区(市町村区域内の町若しくは字の区域)に事務所を有する漁業協同組合に所属する者、又は、操業区域に接する地区に主たる住所を有する者

属する者、又は、操業区域に接する地区に主たる住所を有する者	T
操業区域	許可等をすべき
	船舶等の数
規則第32条及び第37条並びに次に規定する水域を除く霞ヶ浦。	
(ア) かすみがうら市戸崎川尻川川口左岸に設置した標柱より105度730メ	
ートルの点から204度の線と同市加茂字堺前に設置した標柱から206度	
15 分の線との間における同市湖岸線から 800 メートルの距離の線と同	
市湖岸とによって囲まれた水域	
(イ) かすみがうら市加茂字堺前に設置した標柱から 206 度 15 分の線と同	
市有河一ノ瀬川川口左岸から 180 度の線との間における同市湖岸線か	
ら 500 メートルの距離の線と同市湖岸とによって囲まれた水域	
(ウ) 次のa, b, c, d, e 及びf の各点を順次に結んだ線とかすみがうら市	
湖岸とによって囲まれた水域	
a かすみがうら市有河一ノ瀬川川口左岸に設置した標柱	
b aから 180 度 450 メートルの点	
c aから 156度 1,500メートルの点	
d fから171度2,000メートルの点	
e fから 144度 700 メートルの点	
f かすみがうら市坂に設置した標柱	
(エ) かすみがうら市田伏に設置した標柱から 144 度の線と同市柏崎と同	
市安食の境界に設置した標柱から 43 度の線との間における同市湖岸線	
から 500 メートルの距離の線と同市湖岸とによって囲まれた水域	
(オ) かすみがうら市安食字小津に設置した標柱から43度の線と石岡市井	
関関川干拓南東端から 94 度の線との間におけるかすみがうら市及び石	2 隻
岡市井関湖岸線から 400 メートルの距離の線とかすみがうら市及び石	2 支
岡市井関湖岸とによって囲まれた水域	
(カ) 次の a, b, c, d 及び e の各点を順次に結んだ線と石岡市, 小美玉市	
及び行方市湖岸とによって囲まれた水域	
a 石岡市井関関川干拓南東端	
b aから94度400メートルの点	
c e から 234 度 30 分 500 メートルの点	
d e から 234 度 30 分 350 メートルの点	
e 行方市八木蒔字広町に設置した標柱	
(キ) 行方市八木蒔字広町に設置した標柱から234度30分の線と同市手賀	
字新田境海辺 1527 番地に設置した標柱から 245 度の線との間における	
同市湖岸から 400 メートルの距離の線と同市湖岸とによって囲まれた	
水域	
(ク) 行方市手賀字新田境海辺 1527 番地に設置した標柱から 245 度の線と	
同市荒宿舟入場左岸から230度の線との間における同市湖岸線から600	
メートルの距離の線と同市湖岸とによって囲まれた水域	
(ケ) 次のa, b, c, d, e 及びf の各点を順次結んだ線と行方市湖岸とによ	
って囲まれた水域	
a 行方市荒宿舟入場左岸から230度00分の線と同市湖岸線が交わる点	
b a から 230 度 00 分 900 メートルの点	
c 行方市橋門地先の国土交通省霞ヶ浦キロ杭建右 10.00 から 245 度 40	

- 分650メートルの点
- d 行方市小高干拓地南西突端から 250 度 00 分 600 メートルの点
- e fから250度00分900メートルの点
- f 行方市麻生新田に設置した標柱から250度00分の線と同市湖岸線が 交わる点
- (コ) 次のa, b, c, d及びeの各点を順次に結んだ線以南の霞ヶ浦
  - a 行方市麻生八坂神社境内に設置した標柱
  - b aから 266 度 30 分 630 メートルの点
  - c aから 219 度 900 メートルの点
  - d eから80度1,000メートルの点
  - e 稲敷市浮島和田岬国土交通省霞ケ浦キロ杭建右 12.00
- (サ) 稲敷市浮島和田岬国土交通省霞ケ浦キロ杭建右 12.00 から 80 度の線と稲敷郡美浦村大山揚水機場南隅から 45 度の線との間における同市及び同村湖岸線から 1,000 メートルの距離の線と同市及び同村湖岸とによって囲まれた水域
- (シ) 稲敷郡美浦村大山揚水機場南隅から 45 度の線と稲敷郡美浦村大字大 須賀津字小作に設置した標柱から 0 度の線との間における同村湖岸線 から 1,400 メートルの距離の線と同村湖岸とによって囲まれた水域
- (ス) 次の a, b, c 及び d の各点を順次に結んだ線と稲敷郡美浦村湖岸とによって囲まれた水域
  - a 稲敷郡美浦村大字大須賀津字小作に設置した標柱
  - b aから0度1,400メートルの点
  - c dから0度600メートルの点
  - d 稲敷郡美浦村大字木原国土交通省木原水位観測所中心点
- (セ) 稲敷郡美浦村大字木原国土交通省木原水位観測所中心点から0度の線と稲敷郡阿見町陸上自衛隊武器学校堤防東端から38度の線との間における同郡阿見町及び美浦村湖岸線から700メートルの距離の線と同郡阿見町及び美浦村湖岸とによって囲まれた水域
- (ソ) 次の a, b, c, d, e, f, g, h 及び i の各点を順次に結んだ線と稲敷 郡阿見町, 土浦市及びかすみがうら市湖岸とによって囲まれた水域
  - a 稲敷郡阿見町陸上自衛隊武器学校堤防東端
  - b aから38度00分600メートルの点
  - c 土浦市と稲敷郡阿見町との市町界に設置した標柱から84度30分400 メートルの点
  - d 土浦市大岩田地先の国土交通省霞ケ浦キロ杭建右 47.00 から 70 度 00 分 700 メートルの点と土浦市と稲敷郡阿見町との市町界に設置した標柱から84度30分400メートルの点を結んだ線と土浦市田村神社鳥居の中心点と土浦市大岩田船溜標識燈中心点を結んだ線の交わる点
  - e 土浦市手野町地先国土交通省霞ケ浦キロ杭建中 5.50 から 218 度 40 分 392 メートルの点と土浦市沖宿町地先の国土交通省霞ケ浦キロ杭建中 7.00 から 185 度 00 分 600 メートルの点を結んだ線と土浦市田村神社鳥居の中心点と土浦市大岩田船溜標識燈中心点を結んだ線の交わる点
  - f 土浦市沖宿町地先の国土交通省霞ケ浦キロ杭建中 7.00 から 185 度 00分 600メートルの点
  - g 土浦市沖宿漁港標識燈中心点から 220 度 00 分 1,000 メートルの点
  - h iから204度810メートルの点
  - i かすみがうら市戸崎川尻川川口左岸に設置した標柱

規則第32条及び第37条並びに次に規定する水域を除く北浦及び外浪逆浦。

- (ア) 外浪逆浦及び鹿嶋市大字須賀の水神川川口と潮来市水原の水原洲吠崎とを結んだ線以南の北浦で第8号禁漁区を除いた水域
- (イ) 鉾田市梶山と同市阿玉の間の境川川口と行方市三和字帆津倉の鼻とを 結んだ線以北の水域

1隻

- (ウ) 鹿嶋市大字須賀の水神川川口と潮来市水原の水原洲吠崎とを結んだ線以北で、かつ、(イ)以外の水域における第2種共同漁業権漁場
- 2 許可又は起業の認可を申請すべき期間

令和6年5月30日から令和6年7月1日まで

- 3 備考
  - (1) 当該漁業の許可の有効期間は、許可の日から令和9年7月20日までとする。
  - (2) 当該漁業の許可に関する取扱いについては、規則に定めるもののほか、別に定める取扱方針によることとする。

### 第3 さし網漁業

- 1 制限措置
- (1) 漁業種類

雑魚さし網漁業(掛網漁業)

- (2) 許可をすべき漁業者の数 下表のとおり
- (3) 船舶の総トン数
  - 2.5 トン以下
- (4) 推進機関の馬力数 80 キロワット以下
- (5) 操業区域 下表のとおり
- (6) 漁業時期

1月1日から12月31日まで

(7) 漁業を営む者の資格

操業区域に接する地区(市町村区域内の町若しくは字の区域)に事務所を有する漁業協同組合に所属する者、又は、操業区域に接する地区に主たる住所を有する者

操業区域	許可をすべき漁業者の数
霞ヶ浦	2人

2 許可を申請すべき期間

令和6年5月30日から令和6年7月1日まで

- 3 備考
  - (1) 当該漁業の許可の有効期間は、許可の日から令和8年12月31日までとする。
  - (2) 当該漁業の許可に関する取扱いについては、規則に定めるもののほか、別に定める取扱方針によることとする。

### 第4 さし網漁業

- 1 制限措置
- (1) 漁業種類

しらうおさし網漁業(しらうお建網漁業)

- (2) 許可をすべき漁業者の数 下表のとおり
- (3) 船舶の総トン数
  - 2.5 トン以下

- (4) 推進機関の馬力数 80 キロワット以下
- (5) 操業区域下表のとおり
- (6) 漁業時期

4月1日から5月15日まで及び11月1日から翌年2月末日まで

(7) 漁業を営む者の資格

操業区域に接する地区(市町村区域内の町若しくは字の区域)に事務所を有する漁業協同組合に所属する者、又は、操業区域に接する地区に主たる住所を有する者

操業区域	許可をすべき漁業者の数
霞ヶ浦の霞北共第2種 共同漁業権漁場内	3人

2 許可を申請すべき期間

令和6年5月30日から令和6年7月1日まで

- 3 備考
  - (1) 当該漁業の許可の有効期間は、許可の日から令和8年8月31日までとする。
  - (2) 当該漁業の許可に関する取扱いについては、規則に定めるもののほか、別に定める取扱方針によることとする。

### 第5 つけ漁業

- 1 制限措置
- (1) 漁業種類 笹浸漁業
- (2) 許可をすべき漁業者の数

下表のとおり

- (3) 船舶の総トン数
  - 2.5 トン以下
- (4) 推進機関の馬力数80 キロワット以下
- (5) 操業区域

下表のとおり

(6) 漁業時期

1月1日から12月31日まで

(7) 漁業を営む者の資格

操業区域に接する地区(市町村区域内の町若しくは字の区域)に事務所を有する漁業協同組合に所属する者、又は、操業区域に接する地区に主たる住所を有する者

操業区域	許可をすべき漁業者の数
北浦及び外浪逆浦	2人

### 2 許可を申請すべき期間

令和6年5月30日から令和6年7月1日まで

### 3 備考

- (1) 当該漁業の許可の有効期間は、許可の日から令和9年3月24日までとする。
- (2) 当該漁業の許可に関する取扱いについては、規則に定めるもののほか、別に定める取扱方針によることとする。

#### 許可の基準

茨城県霞ケ浦北浦海区漁業調整規則(令和2年茨城県規則第75号。以下「規則」という。)第11条第5項の規定による許可又は起業の認可をすべき船舶等の数が同条第1項の規定により公示した船舶等の数を超える場合及び第11条第7項の規定による許可をすべき漁業者の数が同条第1項の規定により公示した漁業者の数を超える場合の基準をそれぞれ次のように定める。

- 第1 小型機船底びき網漁業のうち手繰第1種漁業 (いさざ・ごろひき網漁業) 及びその他機船底びき網漁 業 (わかさぎ・しらうおひき網漁業)
- 1 規則第11条第5項の規定による許可の基準について、許可等の優先順位は、次の順序によるものとする。
  - (1) 申請期間の1日目において、当該漁業の許可を有する者
  - (2) 申請期間の1日目において、当該漁業の起業の認可を有する者
  - (3) 前2号に掲げる者以外の者
- 2 前項の規定により同順位である者相互間の優先順位は、次の順字による。
  - (1) 申請期間の1日目以前3年以内において、当該漁業の操業実績を有する者
  - (2) 前号に掲げる者以外の者
- 3 前2項の規定により同順位である者相互間の優先順位は、次の順序による。
  - (1) 申請期間の1日目において、当該漁業以外の許可を有する者
  - (2) 前号に掲げる者以外の者
- 4 前3項の規定により同順位である者相互間の優先順位は、次の順序による。
  - (1) 申請期間の1日目以前3年以内において、当該漁業以外の操業実績を有する者
  - (2) 前号に掲げる者以外の者
- 5 前4項の規定により同順位である者相互間の優先順位は、次の順序による。
  - (1) 所属する漁業協同組合長の推薦を有する者
  - (2) 前号に掲げる者以外の者
- 6 前各項の規定により同順位の者がある場合においては、規則第11条第6項の規定に基づく方法により 許可等をする者を定める。
- 7 第2項第1号及び第4項第1号の規定において、「操業実績を有する者」とは、本人が許可受有者又は 漁業権行使者として漁業を営む者をいう。
- 第2 さし網漁業のうち雑魚さし網漁業(掛網漁業)及びしらうおさし網漁業(しらうお建網漁業)並びにつけ漁業(笹浸漁業)
- 1 規則第11条第7項の規定による許可の基準について、許可の優先順位は次の順序によるものとする。
  - (1) 申請期間の1日目において、当該漁業の許可を有する者
  - (2) 前号に掲げる者以外の者
- 2 前項の規定により同順位である者相互間の優先順位は、次の順序による。
  - (1) 申請期間の1日目以前3年以内において、当該漁業の操業実績を有する者
  - (2) 前号に掲げる者以外の者
- 3 前2項の規定により同順位である者相互間の優先順位は、次の順序による。
  - (1) 申請期間の1日目において、当該漁業以外の許可を有する者
  - (2) 前号に掲げる者以外の者
- 4 前3項の規定により同順位である者相互間の優先順位は、次の順序による。
  - (1) 申請期間の1日目以前3年以内において、当該漁業以外の操業実績を有する者
  - (2) 前号に掲げる者以外の者
- 5 前4項の規定により同順位である者相互間の優先順位は、次の順序による。
  - (1) 所属する漁業協同組合長の推薦を有する者
  - (2) 前号に掲げる者以外の者

- 6 前各項の規定により同順位の者がある場合においては、第11条第6項の規定に基づく方法により許可をする者を定める。
- 7 第2項第1号及び第4項第1号の規定において、「操業実績を有する者」とは、本人が許可受有者又は漁業権行使者として漁業を営む者をいう。

# 漁業許可の制限措置及び許可を申請すべき期間並びに許可の基準について (有効期間中の知事許可漁業の新たな許可)

# 1. 概要

- 霞ケ浦北浦海区内での新規着業に向けた知事許可漁業の要望に対し、漁業調整及び水 産動植物の繁殖保護上支障がないと認められることから、新たな許可の発給を行う。
- 新たに許可を予定している漁業について、茨城県霞ケ浦北浦海区漁業調整規則第11 条第1項の規定に基づき、制限措置及び許可又は起業の認可を申請すべき期間を定め て公示するとともに、同条第5項及び第7項の規定に基づき、許可等の基準を定める。

# 2. 新たに許可を予定している漁業及び制限措置等について

漁業種類 操業区域		許可をすべき船舶等の数又は 漁業者の数※	許可の有効期間※	
手繰第1種漁業(いさざ・ごろひき網漁業)	霞ヶ浦	1隻	許可の日から 令和8年2月28日まで	
その他機船底びき網漁業	霞ヶ浦地区(別紙参照)	2隻	許可の日から	
(わかさぎ・しらうおひき網漁業)	北浦地区(別紙参照)	1隻	令和9年7月20日まで	
雑魚さし網漁業 (掛網漁業)	霞ヶ浦	2人	許可の日から 令和8年12月31日まで	
しらうおさし網漁業 (しらうお建網漁業)	霞ヶ浦の霞北共 第2種共同漁業権漁場内	3人	許可の日から 令和8年8月31日まで	
つけ漁業 (笹浸漁業)	北浦及び外浪逆浦	2人	許可の日から 令和9年3月24日まで	

- 制限措置のうち、船舶の総トン数、推進機関の馬力数、操業区域、操業時期、漁業を営む者の資格、 許可の有効期間、許可の条件については、現行許可のとおり。
- 許可等を申請すべき期間は、令和6年5月30日から令和6年7月1日まで。
- ※許可の有効期間については、茨城県霞ケ浦北浦海区漁業調整規則第15条第2項及び各許可に関する取扱方針第7の2に基づき現行の許可の有効期間満了日までとする。

# 霞ヶ浦地区

規則第32条及び第37条並びに次に規定する水域を除く霞ヶ浦。

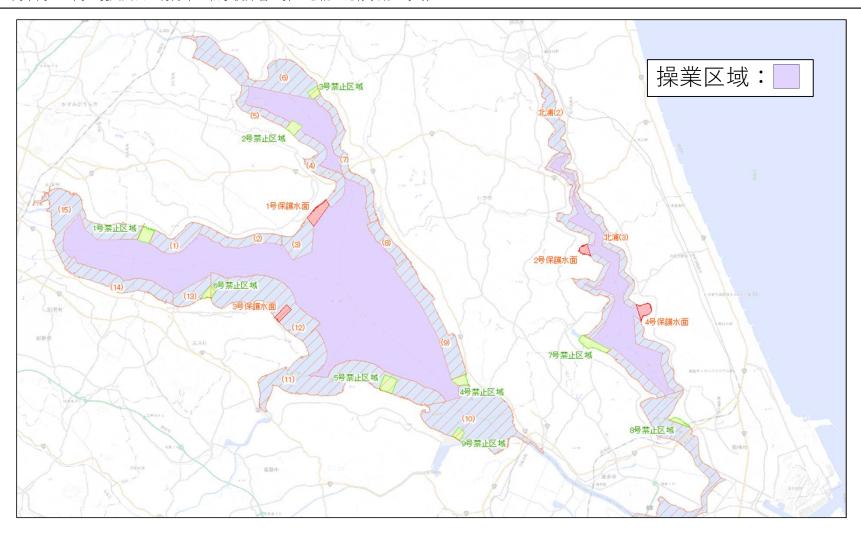
- (ア) かすみがうら市戸崎川尻川川口左岸に設置した標柱より105度730メートルの点から204度の線と同市加茂字堺前に設置した標柱から206度15分の線との間における同市湖岸線から800メートルの距離の線と同市湖岸とによって囲まれた水域
- (イ) かすみがうら市加茂字堺前に設置した標柱から206度15分の線と同市有河一ノ瀬川川口左岸から180度の線との間における同市湖岸線から500メートルの距離の線と同市湖岸とによって囲まれた水域
- (ウ) 次のa, b, c, d, e及びfの各点を順次に結んだ線とかすみがうら市湖岸とによって囲まれた水域
- a かすみがうら市有河一ノ瀬川川口左岸に設置した標柱
- b aから180度450メートルの点
- c aから156度1.500メートルの点
- d fから171度2,000メートルの点
- e fから144度700メートルの点
- f かすみがうら市坂に設置した標柱
- (エ) かすみがうら市田伏に設置した標柱から144度の線と同市柏崎と同市安食の境界に設置した標柱から43度の線との間における同市湖岸線から500メートルの距離の線と同市湖岸とによって囲まれた水域
- (オ) かすみがうら市安食字小津に設置した標柱から43度の線と石岡市井関関川干拓南東端から94度の線との間におけるかすみがうら市及び石岡市井関湖岸線から400メートルの距離の線とかすみがうら市及び石岡市井関湖岸とによって囲まれた水域
- (カ) 次のa, b, c, d及びeの各点を順次に結んだ線と石岡市, 小美玉市及び行方市湖岸とによって囲まれた水域
- a 石岡市井関関川干拓南東端
- b aから94度400メートルの点
- c eから234度30分500メートルの点
- d eから234度30分350メートルの点
- e 行方市八木蒔字広町に設置した標柱
- (キ) 行方市八木蒔字広町に設置した標柱から234度30分の線と同市手賀字新田境海辺1527番地に設置した標柱から245度の線との間における同市湖岸から400メートルの距離の線と同市湖岸とによって囲まれた水域
- (ク) 行方市手賀字新田境海辺1527番地に設置した標柱から245度の線と同市荒宿舟入場左岸から230度の線との間における同市湖岸線から600メートルの距離の線と同市湖岸とによって囲まれた水域
- (ケ) 次のa, b, c, d, e及びfの各点を順次結んだ線と行方市湖岸とによって囲まれた水域
- a 行方市荒宿舟入場左岸から230度00分の線と同市湖岸線が交わる点
- b aから230度00分900メートルの点
- c 行方市橋門地先の国土交通省霞ヶ浦キロ杭建右10.00から245度40分650メートルの点

- d 行方市小高干拓地南西突端から250度00分600メートルの点
- e fから250度00分900メートルの点
- f 行方市麻生新田に設置した標柱から250度00分の線と同市湖岸線が交わる点
- (コ) 次のa, b, c, d及びeの各点を順次に結んだ線以南の霞ヶ浦
- a 行方市麻生八坂神社境内に設置した標柱
- b aから266度30分630メートルの点
- c aから219度900メートルの点
- d eから80度1.000メートルの点
- e 稲敷市浮島和田岬国土交通省霞ケ浦キロ杭建右12.00
- (サ) 稲敷市浮島和田岬国土交通省霞ケ浦キロ杭建右12.00から80度の線と稲敷郡美浦村大山揚水機場南隅から45度の線との間における同市及び同村湖岸線から1,000メートルの距離の線と同市及び同村湖岸とによって囲まれた水域
- (シ) 稲敷郡美浦村大山揚水機場南隅から45度の線と稲敷郡美浦村大字大須賀津字小作に設置した標柱から0度の線との間における同村湖岸線から1,400メートルの距離の線と同村湖岸とによって囲まれた水域
- (ス) 次のa, b, c及びdの各点を順次に結んだ線と稲敷郡美浦村湖岸とによって囲まれた水域
- a 稲敷郡美浦村大字大須賀津字小作に設置した標柱
- b aから 0 度1.400メートルの点
- c dから 0 度600メートルの点
- d 稲敷郡美浦村大字木原国土交通省木原水位観測所中心点
- (セ) 稲敷郡美浦村大字木原国土交通省木原水位観測所中心点から 0 度の線と稲敷郡阿見町陸上 自衛隊武器学校堤防東端から38度の線との間における同郡阿見町及び美浦村湖岸線から700メートルの距離の線と同郡阿見町及び美浦村湖岸とによって囲まれた水域
- (y) 次のa, b, c, d, e, f, g, h及びiの各点を順次に結んだ線と稲敷郡阿見町,土浦市及びかすみがうら市湖岸とによって囲まれた水域
- a 稲敷郡阿見町陸上自衛隊武器学校堤防東端
- b aから38度00分600メートルの点
- c 土浦市と稲敷郡阿見町との市町界に設置した標柱から84度30分400メートルの点
- d 土浦市大岩田地先の国土交通省霞ケ浦キロ杭建右47.00から70度00分700メートルの点と土浦市と稲敷郡阿見町との市町界に設置した標柱から84度30分400メートルの点を結んだ線と土浦市田村神社鳥居の中心点と土浦市大岩田船溜標識燈中心点を結んだ線の交わる点
- e 土浦市手野町地先国土交通省霞ケ浦キロ杭建中5.50から218度40分392メートルの点と土浦市 沖宿町地先の国土交通省霞ケ浦キロ杭建中7.00から185度00分600メートルの点を結んだ線と土 浦市田村神社鳥居の中心点と土浦市大岩田船溜標識燈中心点を結んだ線の交わる点
- f 土浦市沖宿町地先の国土交通省霞ケ浦キロ杭建中7.00から185度00分600メートルの点
- g 土浦市沖宿漁港標識燈中心点から220度00分1,000メートルの点
- h iから204度810メートルの点
- i かすみがうら市戸崎川尻川川口左岸に設置した標柱

# 北浦地区

規則第32条及び第37条並びに次に規定する水域を除く北浦及び外浪逆浦。

- (ア) 外浪逆浦及び鹿嶋市大字須賀の水神川川口と潮来市水原の水原洲吠崎とを結んだ線以南の北浦で第8号禁漁区を除いた水域
- (イ) 鉾田市梶山と同市阿玉の間の境川川口と行方市三和字帆津倉の鼻とを結んだ線以北の水域



# ※許可等すべき船舶等の数又は漁業者の数について

- 霞ヶ浦北浦における漁業生産及び漁業経営体の維持・確保を図るため、県あての新規 漁業就業希望件数及び関係漁協からの新規許可要望件数を基に、水産資源の保護培養 上及び漁業調整上支障のない範囲内で設定。
  - ○○漁業の許可に関する取扱方針(抜粋)

(制限措置)

- 第3 規則第11条第1項の規定による制限措置は、次のとおりとする。
  - (1) 略
- (2) 許可等をすべき船舶等の数(又は許可をすべき漁業者の数)

漁業調整上及び水産動植物の繁殖保護上支障がないと認められる範囲内で別に定める数とする。

 $(3) \sim (7)$  略

(有効期間中の許可)

- 第7 当該漁業の許可の有効期間の途中において、水産資源の保護培養上及び漁業調整上支障がないと認められる範囲内で、新たな許可をすることができるものとする。
- 2 当該漁業の許可の有効期間は、規則第15条第1項の規定により5年とする。ただし、前項の規定により、 新たに当該漁業の許可をする場合は、当該漁業の許可の有効期間が同一の期日に満了するよう定めるものとする。

# 3. 許可の基準について

- 小型機船底びき網漁業のうち手繰第1種漁業(いさざ・ごろひき網漁業)
- 小型機船底びき網漁業のうちその他機船底びき網漁業(わかさぎ・しらうおひき網漁業)

規則第11条第5項の規定による許可の基準について、許可の優先順位は次の順序によるものとする。

(1)	申請期間の1日目において、当該漁業の許可を有する者 申請期間の1日目において、当該漁業の起業の認可を有する者
(2)	申請期間の1日目以前3年以内において、当該漁業の操業実績を有する者
(3)	申請期間の1日目において、当該漁業以外の許可を有する者
(4)	申請期間の1日目以前3年以内において、当該漁業以外の操業実績を 有する者
(5)	所属する漁業協同組合長の推薦を有する者

- ・前各項の規定により同順位の者がある場合においては、第11条第6項の規定に基づく方法(公正なくじ)により許可をする者を定める。
- ・(2)(4)において、「操業実績を有する者」とは、本人が許可受有者又は漁業権行使者として漁業を営む者をいう。

- さし網漁業のうち雑魚さし網漁業(掛網漁業)
- さし網漁業のうちしらうおさし網漁業(しらうお建網漁業)
- つけ漁業(笹浸漁業)

規則第11条第7項の規定による許可の基準について、許可の優先順位は次の順序によるものとする。

(1)	申請期間の1日目において、当該漁業の許可を有する者
(2)	申請期間の1日目以前3年以内において、当該漁業の操業実績を有する者
(3)	申請期間の1日目において、当該漁業以外の許可を有する者
(4)	申請期間の1日目以前3年以内において、当該漁業以外の操業実績を 有する者
(5)	所属する漁業協同組合長の推薦を有する者

- ・前各項の規定により同順位の者がある場合においては、第11条第6項の規定に基づく方法(公正なくじ)により許可をする者を定める。
- ・(2)(4)において、「操業実績を有する者」とは、本人が許可受有者又は漁業権行使者として漁業を営む者をいう。

## 指 示(案)

霞ケ浦北浦海区漁業調整委員会指示第 号

霞ケ浦北浦海区における落とし網漁業について、漁業法(昭和24年法律第267号)第120条第1項の規定に基づき次のとおり指示する。

令和6年 月 日

電ケ浦北浦海区漁業調整委員会 会 長 鈴 木 幸 雄

### (操業の承認)

1 霞ケ浦北浦海区において、落とし網漁業(小割式養殖業に使用する網いけすの網の底面又は側面に穴を設けた網(返しを付けたものを含む。)を設置し、水産動物を採捕する漁業をいう。以下「本漁業」という。)を操業しようとする者は、別に定める取扱要領により霞ケ浦北浦海区漁業調整委員会(以下「委員会」という。)の承認を受けなければならない。ただし、試験研究の目的で行うものであって、委員会が適当と認めた場合は、この限りでない。

### (承認対象者)

2 承認の対象となる者は、第1種区画漁業権(小割式養殖業)の行使者であって、委員会が漁業調整上支障がないと認めた者であること。

### (操業区域)

3 本漁業の操業区域は、第1種区画漁業権(小割式養殖業)漁場であって、承認を受けようとする 者が行使する既存の養殖施設内とする。

### (操業期間)

4 本漁業の操業期間は、4月1日から翌年3月31日までとする。

### (承認の有効期間)

5 1の承認の有効期間は、令和6年9月1日から令和11年8月31日までとする。

### (漁獲実績報告書の提出)

6 本漁業の承認を受けた者は、毎年操業期間終了後、所属する漁業協同組合に別に定める漁獲実績報告書を提出するものとし、提出を受けた漁業協同組合は一括して取りまとめのうえ、4月20日までに委員会に提出しなければならない。

### (承認の取り消し)

7 この指示に違反した場合には、1の承認を取り消すことがある。

### (指示の有効期間)

8 この指示の有効期間は、令和6年9月1日から令和11年8月31日までとする。

### (参考)

- 1. 前回からの変更点
  - (1) 漁業法の改正により根拠条文を修正。
  - (2) 承認の有効期間及び指示の有効期間は、「令和6年9月1日から令和11年8月31日まで」。
  - (3)制限又は条件を削除。

### 2. 新旧対照表

### 指示(案)

霞ケ浦北浦海区における落とし網漁業について、漁業法(昭和24年法律第267号)第<u>120</u>条第1項の規定に基づき次のとおり指示する。

### (承認の有効期間)

5 1の承認の有効期間は、<u>令和6年9月1日</u> から令和11年8月31日までとする。

### (削除)

### (漁獲実績報告書の提出)

6 本漁業の承認を受けた者は、毎年操業期間 終了後、所属する漁業協同組合に別に定める 漁獲実績報告書を提出するものとし、提出を 受けた漁業協同組合は一括して取りまとめの うえ、4月20日までに委員会に提出しなけれ ばならない。

### (承認の取り消し)

<u>7</u> この指示に違反した場合には、<u>1の</u>承認を 取り消すことがある。

### (指示の有効期間)

8 この指示の有効期間は、<u>令和6年9月1日</u> から令和11年8月31日までとする。

### 前回(令和元年6月26日)

霞ケ浦北浦海区における落とし網漁業について、漁業法(昭和24年法律第267号)第<u>67</u>条第1項の規定に基づき次のとおり指示する。

### (承認の有効期間)

5 1の承認の有効期間は、<u>令和元年9月1日</u> から令和6年8月31日までとする。

### (制限又は条件)

- 6 委員会は、本漁業を承認するにあたり、次 の制限又は条件を付ける。
- (1)対象魚種は、アメリカナマズ (チャネル キャットフィッシュ)とする。
- (2) 承認を受けた者は、操業する際は、委員 会から交付された承認証を携帯しなければな らない。

### (漁獲実績報告書の提出)

7 本漁業の承認を受けた者は、毎年操業期間 終了後、所属する漁業協同組合に別に定める 漁獲実績報告書を提出するものとし、提出を 受けた漁業協同組合は一括して取りまとめの うえ、4月20日までに委員会に提出しなけれ ばならない。

### (承認の取り消し)

<u>8</u> この指示に違反した場合には、承認を取り 消すことがある。

### (指示の有効期間)

9 この指示の有効期間は、<u>令和元年9月1日</u> から令和6年8月31日までとする。

### 落とし網漁業操業承認に関する委員会指示取扱要領(案)

令和6年 月 日付け霞ケ浦北浦海区漁業調整委員会指示第 号による落とし網漁業の委員会 指示に関する取扱要領を次のとおり定める。

### (承認の申請)

- 1 操業の承認を受けようとする者は、次に掲げる書類をその者が所属する漁業協同組合に提出するものとし、当該組合長は提出された書類を一括して取りまとめのうえ、副申書を添えて霞ケ浦 北浦海区漁業調整委員会(以下「委員会」という。)に提出しなければならない。
- (1) 落とし網漁業操業承認申請書(別記様式第1号)

### (承認申請書の提出期限)

2 上記1の承認申請書の提出期限は、令和6年7月31日とする。

### (承認証の交付)

3 委員会が承認したときは、落とし網漁業操業承認証(別記様式第2号、以下「承認証」という。) を申請者に交付する。

### (承認証の書換交付の申請)

4 承認証の記載事項に変更が生じた場合、申請者は、速やかに落とし網漁業操業承認証書換交付申請書(別記様式第3号)を委員会に提出し、書換交付を受けなければならない。

### (承認証の再交付の申請)

5 承認証を亡失し、又はき損した場合、申請者は、速やかに落とし網漁業操業承認証再交付申請 書(別記様式第4号)を委員会に提出し、再交付を受けなければならない。

### (承認証の返納)

6 承認期間終了後は、速やかに承認証を委員会に返納しなければならない。

### (実績報告)

7 委員会指示第6で規定する報告書の様式は、別記様式第5号のとおりとする。

### (承認面数)

8 承認面数は、第1種区画漁業権免許において申請者が行使するいけす網の設置面数の半数以内 とする。 会 長

霞ケ浦北浦海区漁業調整委員会

## 落とし網漁業操業承認申請書

殿

住所

月	日
	月

印

落とし網漁業の操業について承認を受けたいので、下記により申請します。

氏名

記

- 1 操業面数 <u>面以内</u> ただし、第1種区画漁業権免許において申請者が行使するいけす網の 設置面数の半数以内とすること。
- 2 承認の有効期間 令和6年9月1日 から 令和11年8月31日 まで
- 3 操業区域 霞北区第 号漁場

# 落とし網漁業操業承認証

1	承認番号	電北調第 <del>号</del>
2	住 所	
3	氏 名	
4	操業面数	
5	操業期間	4月1日 から 翌年3月31日 まで
6	操業区域	霞北区第 号漁場とする。
7	承認の 有効期間	令和6年9月1日 から 令和11年8月31日 まで

令和 年 月 日

霞ケ浦北浦海区漁業調整委員会 会 長 即

# 落とし網漁業操業承認証書換交付申請書

令和 年 月 日

霞ケ	浦北浦海区漁業調整委員会	<u> </u>
会	長	殿

住所		
氏名		

落とし網漁業操業承認証の記載事項に変更を生じたので、関係書類を添えて申請します。

記

- 1 書換交付の理由
- 2 変更となった事項

事項	書換後	書換前

- 3 添付書類
- (1) 承認証原本
- (2)変更となったことを証する書類

# 落とし網漁業操業承認証再交付申請書

令和 年 月 日

霞ケ浦北浦海区漁業調整委員会 会 長 殿

> <u>任所</u> <u>氏名</u>

落とし網漁業操業承認証を亡失・き損したので再交付を受けたく、関係書類を添えて申請します。

記

- 1 再交付の理由
- 2 添付書類
- (1) き損の場合は、承認証原本

# 令和\_\_\_\_年度分 落とし網漁業操業実績報告書

令和 年 月 日

	殿
住所	
<u>氏名</u>	<u> </u>

	操業	操業		操業実績	(kg)		取上げ
	日数	面数	アメリカ	その	)他	合 計	回数
			ナマズ	コイ		H H1	
4月	日	面					□
5月	日	面					口
6月	日	面					回
7月	日	面					口
8月	日	面					口
9月	日	面					□
10 月	日	面					旦
11月	田	面					□
12 月	日	面					旦
1月	日	面					□
2月	日	面					旦
3月	日	面					旦
合計	日						口

### (参考)

- 1. 前回からの変更点
- (1) 承認申請書の提出期限は、「令和6年7月31日」。
- (2)「制限又は条件」の削除に伴う番号の修正。
- (3)様式第1号から様式第4号について、霞ケ浦北浦海区漁業調整委員会会長の氏名を空欄とした。
- (4)様式第1号及び様式第2号について、承認の有効期間を「令和6年9月1日から 令和11年8月31日まで」とした。
- (5) 様式第2号について、「8 制限または条件」を削除。
- (6) 様式第2号の承認日付を空白とした。
- 2. 新旧対照表

会 長

2. 新旧对照表	
変 更 (案)	変更前
<ul><li>(承認申請書の提出期限)</li><li>2 承認申請書の提出期限は、<u>令和6年7月</u></li><li>31日とする。</li></ul>	<ul><li>(承認申請書の提出期限)</li><li>2 承認申請書の提出期限は、<u>令和元年7</u> 月 31 日とする。</li></ul>
(実績報告) 7 委員会指示第 <u>6</u> で規定する報告書の様 式は、別記様式第5号のとおりとする。	(実績報告) 7 委員会指示第 <u>7</u> で規定する報告書の様 式は、別記様式第5号のとおりとする。
(様式第1号) 霞ケ浦北浦海区漁業調整委員会 会 長 殿	(様式第1号) 霞ケ浦北浦海区漁業調整委員会 会 長 <u>鈴 木 幸 雄</u> 殿
2承認の有効期間令和6年9月1日から令和 11 年8月31日まで	2 <u>操業期間</u> <u>令和元年9月1日から令和6年8月</u> <u>31日まで</u>
(様式第2号) 7 承認の有効期間 <u>令和6年9月1日から令和11年8月</u> 31日まで	(様式第2号) 7 承認の有効期間 <u>令和元年9月1日から令和6年8月</u> 31日まで
_(削除)_	8 制限または条件 (1)対象魚種はアメリカナマズ (チャネルキャットフィッシュ)とする。 (2)承認を受けた者は、操業する際は本承認証を携帯する。
令和 年 月 日	<u>令和元年8月 日</u>
霞ケ浦北浦海区漁業調整委員会 会 長	霞ケ浦北浦海区漁業調整委員会 会 長 <u>鈴 木 幸 雄</u> 印
(様式第3号) 霞ケ浦北浦海区漁業調整委員会 会 長 殿	(様式第3号) 霞ケ浦北浦海区漁業調整委員会 会 長 <u>鈴 木 幸 雄</u> 殿
(様式第4号) 霞ケ浦北浦海区漁業調整委員会	   (様式第4号)   電ケ浦北浦海区漁業調整委員会

会長鈴木幸雄殿

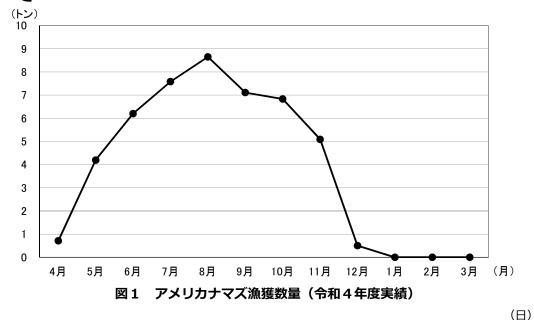
# 令和5年度落とし網漁業操業実績について

### 1. 承認者数及び承認面数

項目	承認者数	承認面数
合計	21人	120面

### 2. 実績報告書提出数

項目	提出数	提出率	操業実績有の数
合計	19人	90%	15人



### 3. 操業日数

	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	合計
延べ日数	88	277	317	326	330	300	311	181	1	0	0	0	2,131

### 4. 操業面数

	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	合計
延べ面数	19	39	43	42	40	35	36	24	2	0	0	0	280

### 5. 魚種別漁獲数量 (トン)

	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	合計
アメリカナマズ	0.71	4.20	6.20	7.58	8.65	7.11	6.83	5.09	0.50	0.00	0.00	0.00	46.87
その他 (コイ、フナ)	3.50	4.94	5.24	5.46	4.28	3.66	3.04	1.86	0.20	0.00	0.00	0.00	32.16

〔データ:霞ケ浦北浦海区漁業調整委員会指示実績報告書〕

# 年度別 落とし網漁業実績

### 1. 年度別承認者数及び承認面数

項目	H16	H17	H18	H19	H20	H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R01	R02	R03	R04	R05
承認者数(人)	52	45	42	29	27	27	27	27	27	27	25	25	25	25	25	21	21	21	21	21
承認面数(面)	252	220	206	142	129	191	191	191	191	191	159	159	159	159	159	120	120	120	120	120

- ①落とし網漁業は、アメリカナマズ駆除を目的として、平成16年7月15日に委員会指示を発出した。
- ②平成16年から平成20年までは、承認期間1年未満として毎年指示を発出した。
- ③平成21年から、承認期間を第1種区画漁業権の免許期間(5年)とした。
- ※現在の承認期間:令和元年9月1日から令和6年8月31日まで

### 2. 年度別漁獲数量

項目	H16	H17	H18	H19	H20	H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R01	R02	R03	R04	R05
アメリカナマズ	197.24	168.57	101.63	93.74	94.16	114.30	126.01	143.09	136.07	140.31	100.08	88.11	83.81	77.72	75.22	53.02	34.43	36.62	44.93	46.87
その他	16.84	50.80	24.61	37.55	30.84	21.53	16.23	26.54	29.36	37.21	33.60	29.25	31.90	28.59	27.80	27.28	22.60	22.84	35.90	32.16
合計	214.09	219.37	126.23	131.30	125.00	135.83	142.24	169.62	165.43	177.52	133.68	117.36	115.71	106.31	103.01	80.30	57.03	59.47	80.82	79.03

### 3. 年度別操業実績者数

単位:人

単位:トン

項目	H16	H17	H18	H19	H20	H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R01	R02	R03	R04	R05
操業実績者	37	32	30	26	24	22	23	24	23	23	25	25	25	25	24	20	20	19	16	15

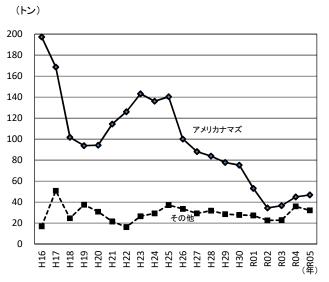


図2 アメリカナマズ等の漁獲数量の推移

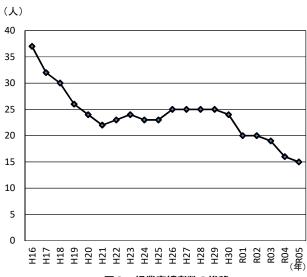


図3 操業実績者数の推移

2024年5月21日 霞ケ浦北浦水産事務所

## 2024 年度ワカサギ漁期前調査計画書

### 1 目 的

霞ケ浦北浦におけるワカサギ漁解禁前の資源状況を確認するとともに、採捕物を放射性物質検査に供しその安全性を確認する。

### 2 調査組織

- (1) 実施主体 霞ヶ浦漁業協同組合及びきたうら広域漁業協同組合
- (2) 実施協力 水産試験場内水面支場

### 3 調査方法

わかさぎ・しらうおひき網を用いてワカサギ等水産動物を採捕する。

### 4 調査実施時期

- (1) 北 浦 6月最終週 (6月24日の週) のうち1日
- (2) 霞ケ浦 7月第一週 (7月1日の週) のうち1日

※調査時期、調査回数については、状況により変更する場合があります。

### 5 調査水域、曳網時間及び曳網層

- (1) 調査水域(右図)
  - ア 霞ケ浦 4水域

(沖宿沖、牛渡沖、湖心、高浜入)

イ 北 浦 4水域

(水原沖、白浜沖、江川沖、馬渡沖)

- (2) 曳網時間
  - 1 水域につき各 20 分間曳網する。 (馬渡沖のみ 10 分間)
- (3) 曳網層

霞ヶ浦は表層、中・底層の2層、北浦は

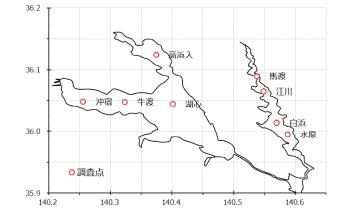


図 調査水域概要

表層を、各1回曳網する。※曳網層は天候等を踏まえ決定する。

(4) 投網時刻 事前打ち合わせにより決定

### 6 使用船舶

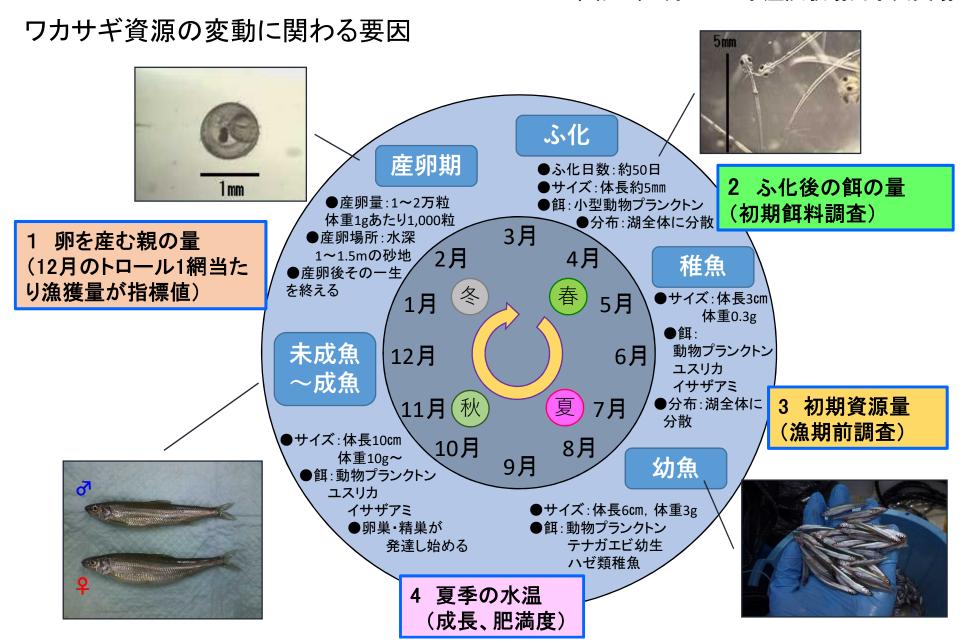
霞ヶ浦漁協、きたうら広域漁協に所属している組合員の所有する船舶を利用する。

### 7 その他

- (1) 採捕物は全量を水産試験場内水面支場に搬入し測定する。
- (2) 測定後、採捕物のうち一部を放射性物質検査に使用する。
- (3) 事前に各漁協と打ち合わせを行い、具体的な日程等を決定する。

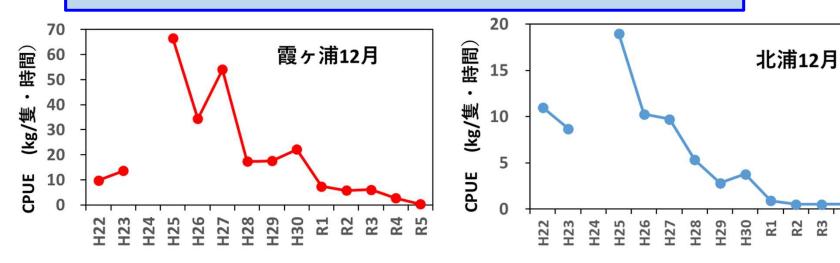
# 霞ヶ浦北浦のワカサギの餌料環境等について

令和6年5月21日 水産試験場内水面支場

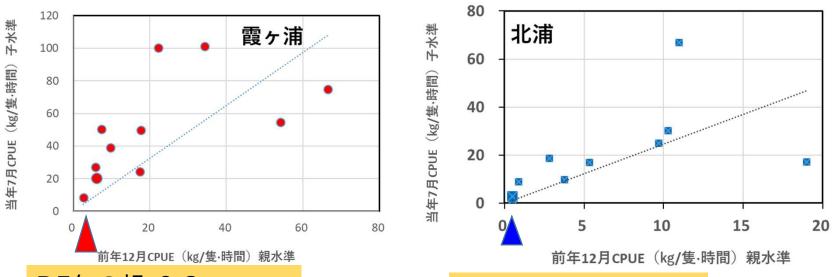


# 1. 昨年のワカサギ親魚の水準(R5年12月の漁獲状況)

# 前年12月時点での親の水準は霞ヶ浦・北浦ともに低い



前年12月の親の水準と7月の子の水準との関係(H23年~R5年)

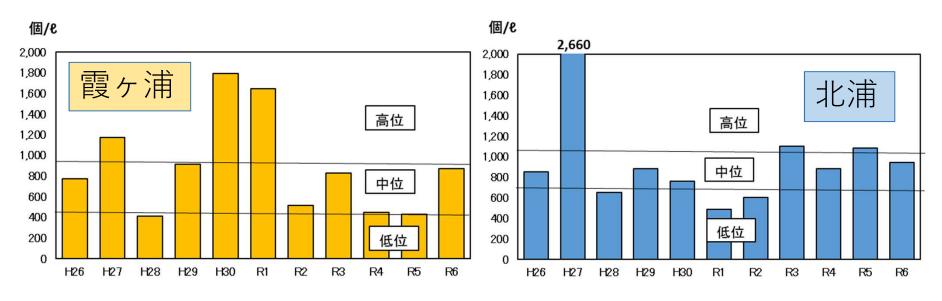


R5年の親: 0.3 kg/隻·時間

R5年の親:0.1kg/隻·時間

# 2.今年の餌料環境

霞ヶ浦・北浦のワカサギの餌となるプランクトン(主にワムシ類)の分布密度



初期餌料分布密度の推移

※グラフの数値はふ化時期3月の平均値 水準は2014~2023年の10年間で評価

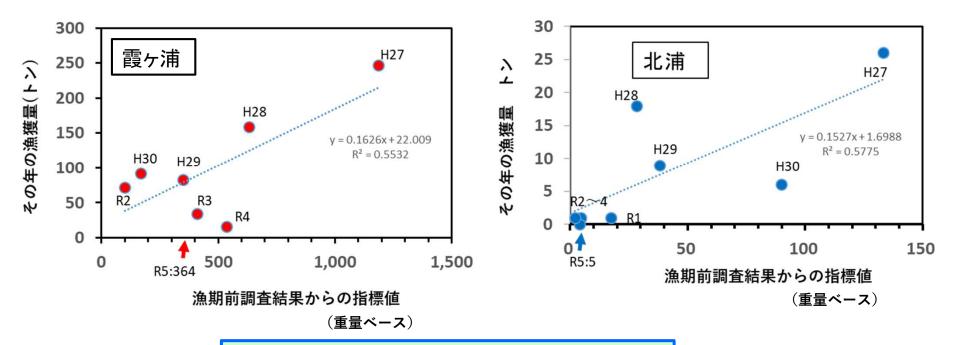
# 令和6年の3月は

霞ヶ浦:867個/炊 昨年比 200% 水準は中位

北 浦:943個/ 次 87% 水準は中位

# 3 漁期前調査

調査結果とその年の漁獲量(平成27~令和4年の結果)



漁期前調査の結果を基に

- ・前年の卵を産む親の量
- ・ふ化後の餌の量
- ・解禁後のトロール操業状況 を加味して、今年のワカサギの資源 を評価していきます

令和6年5月21日 茨城県霞ケ浦北浦水産事務所

### 茨城県霞ケ浦北浦海区における資源管理協定の締結状況について

### ○資源管理協定について

公的な規制ではない漁業者の自主的な資源管理の取り組みは、水産資源や漁業の実態に即 した管理手法となりやすく、さらに、水産資源を利用する当事者間の合意に基づいているこ とから、相互監視が効果的に行われ、ルールが遵守されやすいという長所がある。

この取り組みをより効果的なものとするため、令和2年12月の漁業法改正により、漁業者が、国が定める「資源管理基本方針」及び県が定める「茨城県資源管理方針」に基づいて、漁業者間で決めたルールを盛り込んだ「資源管理協定」を締結し、県の認定を受けられるようになった。

### ○霞ケ浦北浦海区における協定締結日(茨城県認定日)

- ・霞ヶ浦漁業協同組合:令和6年2月21日(令和6年2月28日)
- ·麻生漁業協同組合:令和6年1月25日(令和6年2月28日)
- ・きたうら広域漁業協同組合:令和6年2月19日(令和6年2月28日)
- · 潮来漁業協同組合: 令和6年3月8日(令和6年3月12日)
- ※すべて令和6年4月1日から施行

### (協定の目的)

漁業者によって漁獲される水産資源の管理に関して、茨城県資源管理方針に定める資源管理の方向性の達成を目的として、協定参加者による自主的な資源管理の目標を定め、当該資源管理の目標達成のために具体的な取組を行うことで、当該水産資源の保存及び管理を図る。

### (協定の対象水域、水産資源の種類及び漁業の種類)

- ・水域:霞ケ浦/北浦
- ・水産資源の種類:わかさぎ、しらうお、てながえび
- ・漁業の種類:わかさぎ・しらうおひき網漁業

### (資源管理の目標)

・わかさぎ、しらうお、てながえび:「茨城県資源管理方針に定める資源管理の方向性」

### (資源管理の目標達成のための具体的な取組)

- ・水産資源の種類:わかさぎ、しらうお、てながえび
- ・漁業の種類:わかさぎ・しらうおひき網漁業
- ・取組内容:操業時間を制限する

### (協定の参加者)

・わかさぎ・しらうおひき網漁業の許可受有者全員(令和6年4月1日現在)

### 法令抜粋

### 漁業法

(都道府県資源管理方針)

- 第十四条 都道府県知事は、資源管理基本方針に即して、当該都道府県において資源管理を行うための方針(以下この章及び第百二十五条第一項第一号において「都道府県資源管理方針」という。)を定めるものとする。ただし、特定水産資源の採捕が行われていない都道府県の知事については、この限りでない。
- 2 都道府県資源管理方針においては、次に掲げる事項を定めるものとする。
- 一 資源管理に関する基本的な事項
- 二 特定水産資源ごとの知事管理区分(都道府県知事が設定する管理区分をいう。以下この章において同 じ。)
- 三 特定水産資源ごとの漁獲可能量(当該都道府県に配分される部分に限る。)の知事管理区分への配分の基準
- 四 知事管理区分ごとの漁獲量の管理の手法
- 五 漁獲可能量による管理以外の手法による資源管理に関する事項
- 六 その他資源管理に関する重要事項
- 3 前項第三号の配分の基準は、水域の特性、漁獲の実績その他の事項を勘案して定めるものとする。
- 4 都道府県知事は、都道府県資源管理方針を定めようとするときは、関係海区漁業調整委員会の意見を 聴かなければならない。
- 5 都道府県知事は、都道府県資源管理方針を定めようとするときは、農林水産大臣の承認を受けなければならない。
- 6 都道府県知事は、都道府県資源管理方針を定めたときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。
- 7 農林水産大臣は、資源管理基本方針の変更により都道府県資源管理方針が資源管理基本方針に適合 しなくなつたと認めるときは、当該都道府県資源管理方針を定めた都道府県知事に対し、当該都道府 県資源管理方針を変更すべき旨を通知しなければならない。
- 8 都道府県知事は、前項の規定により通知を受けたときは、都道府県資源管理方針を変更しなければならない。
- 9 都道府県知事は、前項の場合を除くほか、直近の資源評価、最新の科学的知見、漁業の動向その他の 事情を勘案して、都道府県資源管理方針について検討を行い、必要があると認めるときは、これを変 更するものとする。
- 10 第四項から第六項までの規定は、前二項の規定による都道府県資源管理方針の変更について準用する。

### (協定の締結)

- 第百二十四条 漁業者は、漁獲割当管理区分以外の管理区分(第七条第二項に規定する管理区分をいう。) における特定水産資源又は特定水産資源以外の水産資源の保存及び管理に関して、協定を締結し、農 林水産省令の定めるところにより、農林水産大臣又は都道府県知事に提出して、当該協定が適当であ る旨の認定を受けることができる。
- 2 前項の協定(以下この章において単に「協定」という。)においては、次に掲げる事項を定めるものとする。
- 一 協定の対象となる水域並びに水産資源の種類及び漁業の種類
- 二 協定の対象となる種類の水産資源の保存及び管理の方法
- 三 協定の有効期間
- 四 協定に違反した場合の措置
- 五 その他農林水産省令で定める事項

### 茨城県霞ケ浦北浦海区における霞ヶ浦漁業協同組合の資源管理協定

協定締結日 令和6年2月21日 協定認定日 令和6年2月28日

(目的)

第1条 本協定は、霞ヶ浦漁業協同組合に所属する漁業者によって漁獲される水産資源の管理に関して、当該水産資源の資源管理の方向性の達成を目的として、本協定に参加している者(以下「参加者」という。)により、当該水産資源に関して自主的な資源管理の目標を定め、当該資源管理の目標の達成のために具体的な取組を行うことで、もって当該水産資源の保存及び管理を図るものである。

(本協定の対象となる水域、水産資源の種類及び漁業の種類)

第2条 本協定の対象となる水域、水産資源の種類、漁業の種類は、それぞれ次のとおりとする。

	水域	水産資源の種類	漁業の種類
(1)	霞ケ浦北浦海区のうち霞ケ浦	わかさぎ	わかさぎ・しらうおひき網漁業
(2)	霞ケ浦北浦海区のうち霞ケ浦	しらうお	わかさぎ・しらうおひき網漁業
(3)	霞ケ浦北浦海区のうち霞ケ浦	てながえび	わかさぎ・しらうおひき網漁業

### (資源管理の目標)

第3条 本協定における資源管理の目標は、次のとおりとする。

わかさぎ 茨城県資源管理方針別紙2-2-1に定める資源管理の方向性

しらうお 茨城県資源管理方針別紙2-2-2に定める資源管理の方向性

てながえび 茨城県資源管理方針別紙2-2-3に定める資源管理の方向性

(資源管理の目標の達成のための具体的な取組)

第4条 前条の資源管理の目標の達成のための具体的な取組は、それぞれ次表に掲げるところにより 行うものとする。

	水産資源の種類	漁業の種類	取組内容
(1)	わかさぎ		
(2)	しらうお	わかさぎ・しらうおひき網漁業	操業時間を制限する
(3)	てながえび		

### (取組の履行確認に関する事項)

- 第5条 前条の具体的な取組の着実な実施を担保するため、全ての参加者に対して、少なくとも年1回、前条の具体的な取組の履行確認を行うこととする。
- 2 全ての参加者は、前項の履行確認に協力するものとする。
- 3 第1項の履行確認は、茨城県資源管理協議会において行うこととする。
- 4 第1項の履行確認においては、前条第1項の取組については、次表に掲げた証拠書類等を基に確認することし、それ以外の取組については当該取組を確実に履行した旨を確認することとする。

	水産資源の種類	漁業の種類	履行確認における証拠書類等
(1)	わかさぎ	わかせず、こころかの	漁業協同組合による履行確認報告書
(2)	しらうお	わかさぎ・しらうおひき網漁業	漁業協同組合による履行確認報告書
(3)	てながえび	されば未	漁業協同組合による履行確認報告書

### (漁獲量等の漁獲関連情報の報告)

- 第6条 全ての参加者は、漁業法(昭和24 年漁業法第267号。以下「法」という。)第58条において読み替えて準用する第52条第1項の規定に基づき、漁獲量及び漁獲努力量、資源管理の状況等を都道府県知事に報告するものとする。
- 2 全ての参加者は、協定の実施のために必要とされる履行確認や効果の検証等の情報を積極的に都 道府県及び資源管理協議会に報告するものとする。

### (取組の効果の検証に関する事項)

- 第7条 第4条の具体的な取組の対象魚種の保存及び管理に対する有効性を確認するため、本協定の有効期間の2分の1を経過した時及び当該有効期間の終了時に、本協定の取組の効果の検証を行うこととする。
- 2 前項の規定にかかわらず、対象魚種の資源評価が行われた結果、資源管理基本方針(令和2年農林水産省告示第1982号)及び茨城県資源管理方針において重大な変更があった場合には、当該変更があった日から1年以内に検証を行うこととする。
- 3 前2項の検証は、直近の資源評価の結果及び前条で報告された情報その他参考となる科学的知見 に基づき、茨城県資源管理協議会において行うこととする。

### (協定に違反した場合の措置)

- 第8条 参加者による資源管理の目標の達成のための具体的な取組、当該具体的な取組の履行確認への協力その他の本協定及び本協定の規定に基づく要領、規約等の内容に対する違反の疑義が認められた場合には、当該違反の疑義の内容について茨城県資源管理協議会に報告し、調査及び協議することとする。
- 2 前項の調査及び協議の結果、違反したことが明らかになり、かつ、その違反の程度が重大なものであった場合には、当該参加者の本協定の遵守が要件となる国及び茨城県からの補助を受けることができないこととする。この場合において、当該補助を受けることができない期間は、違反をした年度とする。

### (協定への参加及び協定からの脱退)

- 第9条 全参加者の代理権を有する者(以下「協定代表者」という。)は、本協定に参加しようとする者に対して、参加届出書により参加する旨の届出を行わせるものとする。この場合において、本協定への参加は、協定代表者が当該参加届出書を受理した時点で行われるものとする。
- 2 参加者の住所又は氏名若しくは名称に変更が生じたときは、当該参加者は、協定代表者に対して、変更届出書により当該変更の内容の届出を行うものとする。
- 3 参加者が本協定を脱退しようとする場合には、当該参加者は、協定代表者に対して、脱退届出書

により当該協定からの脱退を申し出るものとする。この場合において、本協定からの脱退は、協定 代表者が当該脱退届出書を受理した時点で行われるものとする。

### (協定の有効期間)

第 10 条 本協定の有効期間は、協定施行の日から 5 年間(令和 6 年 4 月 1 日から令和 11 年 3 月 31 日まで)とする。

### (あっせんすべきことを求める場合の手続き)

第11条 法第126 条第1項の規定に基づき茨城県知事にあっせんすべきことを求める決議は、参加者の3分の2以上の多数をもって行う。

### (その他)

- 第12条 本協定に定めのない事項については、参加者間で協議し、決定するものとする。
- 2 次表に掲げる資源管理措置等についても積極的に取り組み、資源の回復、維持又は増大等に努める。

	水産資源 の種類	漁業の種類	具体的な内容				
(ア)	わかさぎ	わかさぎ・しら うおひき網漁業	資源動向に応じ概ね 11 月下旬~12 月の操業方法を 工夫し専獲を避け、産卵親資源を保護する。				
(1)	てながえび	わかさぎ・しら うおひき網漁業	資源動向に応じ操業開始日と終漁日を設定し、抱卵 親資源を保護する。				
(ウ)	てながえび	わかさぎ・しら うおひき網漁業	資源動向に応じ操業自粛区域を設け、資源を保護す る。				
(工)	わかさぎ しらうお	いさざ・ごろひ き網漁業	4月下旬~5月上旬にかけて休漁日を設け、仔稚魚 を保護する。				
(才)	わかさぎ しらうお	いさざ・ごろひ き網漁業	3月~7月にかけて操業時間を制限し、産卵親資源 及び仔稚魚を保護する。				
(カ)	わかさぎ	_	人工ふ化放流を実施する				
(キ)	わかさぎ しらうお てながえび	_	外来魚を中心とした未利用魚を漁獲、駆除すること で、漁場環境を改善する。				

### 附則

本協定は、令和6年4月1日から施行する。

### (本協定の参加者)

別添名簿のとおり

## 令和6年度常陸利根川通し回游魚溯上拡大試験の結果(速報)

茨城県霞ケ浦北浦水産事務所茨城県水産試験場内水面支場

令和6年度常陸利根川通し回遊魚遡上拡大試験(常陸川水門下流部におけるシラスウナギの 滞留状況および閘門内での遡上確認)について、計画していた3回のうち2回を実施したの で、その結果(速報)を報告する。

### 1. 目的

常陸川水門によって遡上が阻害されているシラスウナギの滞留状況を把握するとともに、水門に併設する船通閘門のゲート操作による閘門への進入および遡上状況を確認する。

### 2. 結果

### 〈試験1〉

- (1) 日 時: 令和6年5月9日(木) 19:00~5月10日(金) 3:07(大潮~中潮)
- (2)場所:常陸川水門及び閘門周辺
- (3) 方法及び結果
- ① 水門下流部における滞留状況把握(図1、表1)

水門下流左岸側の8地点(Aから6)において火光すくい網によるシラスウナギの採集を行い、滞留状況(採集尾数)を把握した。その結果、855 尾のシラスウナギが採集された。なお、採集した855 尾のうち、 $1\sim3$ 回目に採集した441 尾は2の試験に供し、4回目に採集した414 尾のうち 28 尾は測定用に供し、残り386 尾を閘門上流側に放流した。



図1 採捕地点 (A・Bは船、1~6は陸上)

表 1 地点别時間別採集尾数

口	採集				地	点				計
次	時間	A*	В	1	2	3	4	5	6	百日
1	19:00~ 21:00	13尾	6尾	11尾	5尾	20尾	14尾	12尾	15尾	96尾
2	21:00~ 23:00	44尾	24尾	9尾	20尾	23尾	6尾	22尾	18尾	166尾
3	23:00~ 01:00	55尾	29尾	11尾	17尾	36尾	9尾	10尾	12尾	179尾
4	01:00~ 03:00	163尾	23尾	36尾	18尾	43尾	15尾	52尾	64尾	414尾
	計	275尾	82尾	67尾	60尾	122尾	44尾	96尾	109尾	855 尾

\*: Aの 01:00~03:00 は閘門下で採集(小閘室内での放流・遡上状況確認を実施したため)

## ② 採集したシラスウナギを用いた閘門遡上確認 (図2)

試験的に夜間の閘門ゲートの操作を行い、①の $1\sim3$ 回目で採集したシラスウナギ 441 尾を閘門の小閘室に放流して遡上状況を確認した。

放流後、上流側および下流側への移動が確認されたが、特に、下流側ゲート付近で多く滞留する様子が見られた。

閘室内での状況確認後、放流から30~70分の間に閘門上流側(閘門外)まで遡上してきたシラスウナギの採集を行ったところ、37尾(放流数の8.3%)が再捕された。

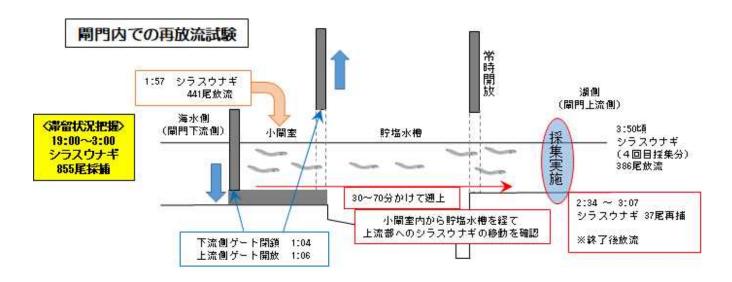


図2 閘門遡上確認の概要図

### 〈試験2〉

- (1) 日 時: 令和6年5月14日(火) 20:30~5月15日(水) 2:00(小潮)
- (2) 場 所: 小閘室内
- (3) 方法及び結果
- ③ 小閘門を活用したシラスウナギの遡上確認 (表2、図3)

小閘門を活用したシラスウナギの上流部への能動的移動の可能性を検証するため、 17:00 から小閘室下流側ゲートを開放し、18:30 頃(日没後)に集魚灯を点灯した状態の 小閘室内に進入するシラスウナギの数を把握した。確認は、小閘室内での火光すくい網 採集により行った。

小潮、利根川逆水門の開放(ゲート2カ所)、北東の風など、シラスウナギの遡上にとってやや適さない条件下での試験であったが、小閘門内に進入したシラスウナギ110尾を採集した。

なお、採集した 110 尾のシラスウナギのうち 19 尾を測定用に供し、残りを閘門上流側に放流した。

表2 小閘室内へのシラスウナギ進入状況(採集尾数)

回次	採集時刻	採集尾数	採捕の従事人数	備考
1回目	20:30~22:30	82尾	船2隻(4名)	上げ潮(潮位差少)
2回目	00:00~02:00	28尾	IJ	下げ潮(ほぼ停滞)
	計	110尾		

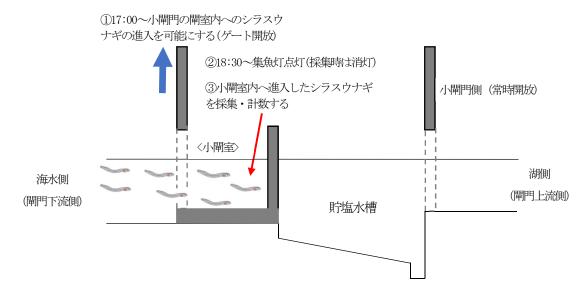


図3 閘門室内への進入確認試験の概要図



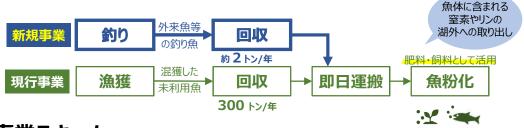
# 釣り魚有効活用促進事業

茨城県県民生活環境部 環境対策課 霞ケ浦対策 G

霞ヶ浦において釣り人から釣り魚を回収し、釣り人に外来魚等の回収の意識付けを図りながら、肥料等として有効活用する実証を行う。

# ●事業内容

- 定期的(月1回程度、土曜日)に、霞ヶ浦湖岸で釣り人から釣り魚(アメリカナマズ等)を回収。
  - ・ 回収場所:霞ヶ浦湖岸1か所を想定
  - ・ 毎回、30~50名程度の釣り人から100~200kg程度の釣り魚を回収予定
- 回収した外来魚は、飼料会社に引き取ってもらうことで有効活用を図る。
- 漁業による水質浄化機能促進事業(現行事業)と連携。





# ●事業スキーム



## 釣り人からの外来魚等の回収

・月1回程度、土曜日に霞ヶ浦 湖岸で釣り魚を回収



## 釣り魚と特産物を交換

・匹数等に応じて交換



### 外来魚の運搬

・魚粉工場の回収車が、集めた 釣り魚を工場へ即日運搬



### 有効活用

・魚粉化して、肥料等

